

令和7年第2回

甘楽町議会臨時会会議録

第 1 号

4月30日（水曜日）

令和7年第2回甘楽町議会臨時会会議録第1号

令和7年4月30日（水曜日）

議事日程 第1号

令和7年4月30日（水曜日）午前9時56分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第28号 甘楽町議会副議長の辞職について
- 日程第 4 選挙第 2号 甘楽町議会副議長の選挙について
- 日程第 5 議案第29号 甘楽町議会議長の辞職について
- 日程第 6 選挙第 3号 甘楽町議会議長の選挙について
- 日程第 7 選任第 1号 甘楽町議会常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 選任第 2号 甘楽町議会議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 9 報告第 1号 各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選の結果報告について
- 日程第10 選挙第 4号 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第11 選挙第 5号 富岡地域医療企業団議会議員の補欠選挙について
- 日程第12 同意第11号 甘楽町監査委員の選任について
- 日程第13 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度甘楽町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第14 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第15 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第16 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(甘楽町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)

日程第 17 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

(甘楽町税条例の一部を改正する条例)

日程第 18 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

(甘楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２人）

1 番	中 條 道 明 君	2 番	萩 原 一 章 君
3 番	田 中 享 君	4 番	新 井 六 美 君
5 番	横 尾 稔 君	6 番	堀 口 博 君
7 番	白 石 豊 樹 君	8 番	吉 田 恭 介 君
9 番	山 田 光 男 君	1 0 番	金 田 倍 視 君
1 1 番	中 野 喜久勇 君	1 2 番	山 田 邦 彦 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	森 平 仁 志 君	教 育 長	近 藤 秀 夫 君
会計管理者（会計課長）	宇佐美 智 博 君	総 務 課 長	五十里 比登志 君
企 画 課 長	田 中 睦 宏 君	住 民 課 長	高 橋 義 信 君
健 康 課 長	小 間 布美代 君	福 祉 課 長	高 橋 功 君
産 業 課 長	秋 山 勝 重 君	建 設 課 長	小 澤 大 蔵 君
水 道 課 長	富 田 和 幸 君	教 育 課 長	増 田 剛 久 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	齋 藤 文 康	書 記	金 倉 遥 香
---------	---------	-----	---------

○開会・開議

午前 9 時 5 6 分開会・開議

◇議長（白石豊樹君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 2 回甘楽町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。議事を進めます。



○日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議長（白石豊樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

甘楽町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、議長から次の議員を指名いたします。
第 4 番新井六美君、第 5 番横尾稔君の両名といたします。



○日程第 2 会期の決定

◇議長（白石豊樹君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を「本日限り」としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（白石豊樹君） ご異議なしと認めます。よって会期は「本日限り」と決定いたしました。



○日程第 3 議案第 2 8 号 甘楽町議会副議長の辞職について

◇議長（白石豊樹君） 日程第 3、議案第 2 8 号 甘楽町議会副議長の辞職についてを議題といたします。

本案は、地方自治法第 1 1 7 条の規定による除斥に触れますので、副議長横尾稔君の退席を求めます。

〔副議長横尾稔君退席〕

◇議長（白石豊樹君） 辞職願を事務局長に朗読させます。

事務局長。

◇事務局長（齋藤文康君） 命によりまして朗読させていただきます。

令和 7 年 4 月 2 5 日。甘楽町議会議長白石豊樹様。甘楽町議会副議長横尾稔。辞職願。
このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願いします。

以上です。

◇議長（白石豊樹君） 朗読は終わりました。

お諮りいたします。

横尾稔君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（白石豊樹君） ご異議なしと認めます。

よって、横尾稔君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。横尾稔君、自席にお戻りください。

〔5番横尾稔君着席〕

◇議長（白石豊樹君） 横尾稔君に申し上げます。ただいま、副議長の辞職が許可されたことを告知いたします。

ただいま、辞職されました横尾稔君から発言を求められておりますので、これを許します。ご登壇の上、発言願います。

◇5番（横尾稔君） 副議長辞任にあたり一言ご挨拶申し上げます。

白石議長とともに2年間大変お世話になりました。特に議員各位におかれましては、大変なご協力をいただきまして無事2年間終わることができました。今後の2年間においては、この経験を活かしてサポート、議員活動に精進してまいりたいと思います。

大変ありがとうございました。



○日程第4 選挙第2号 甘楽町議会副議長の選挙について

◇議長（白石豊樹君） 日程第4、選挙第2号 甘楽町議会副議長の選挙についてを議題といたします。

選挙の方法につきましては、事務局長から説明させます。

事務局長。

◇事務局長（齋藤文康君） それでは、お手元の選挙第2号をお願いいたします。選挙第2号 甘楽町議会副議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、甘楽町議会副議長の選挙を求める。令和7年4月30日提出。甘楽町議会議長白石豊樹。

ただいま副議長の辞職が許可されたことにより、副議長が欠員となっております。従いまして地方自治法第103条第1項の規定により副議長の選挙をお願いするものでございます。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定に基づきまして投票に

よる方法と、議員全員が異議ないときは指名推選による方法の2つがございます。

よろしく願いいたします。

以上です。

◇議長（白石豊樹君） 事務局長の説明が終わりました。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にやりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（白石豊樹君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（白石豊樹君） ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

副議長に山田光男君を指名いたします。

ただいま議長が指名した山田光男君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（白石豊樹君） ご異議なしと認めます。ただいま指名しました山田光男君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山田光男君が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

それでは、副議長に当選されました山田光男君、登壇して就任のご挨拶をお願いします。

◇副議長（山田光男君） ただいま副議長のご指名をいただきました、山田光男でございます。

議員各位の深いご理解とご支援をいただき、副議長という重責を担うことになりました。誠に微力ながら円滑な議会運営を目指し、議長の補佐役として誠心誠意努めて参りたいと存じます。

どうか皆様方のご指導とご協力を心からお願い申し上げまして、簡単ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◇

○日程第5 議案第29号 甘楽町議会議長の辞職について

◇議長（白石豊樹君） 日程第5、議案第29号 甘楽町議会議長の辞職についてを議題といたします。

私事により、議長を交代いたします。副議長、議長席にお着きください。

◇副議長（山田光男君） 地方自治法第106条の規定により、議長の職務を行います。

本案は地方自治法第117条の規定による除斥に触れますので、議長白石豊樹君の退席を求めます。

〔議長白石豊樹君退席〕

◇副議長（山田光男君） 辞職願を事務局長から朗読させます。

事務局長。

◇事務局長（齋藤文康君） 命により朗読させていただきます。

令和7年4月25日。甘楽町議会副議長横尾稔様。甘楽町議会議長白石豊樹。辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願いします。

以上です。

◇副議長（山田光男君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

白石豊樹君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇副議長（山田光男君） ご異議なしと認めます。よって、白石豊樹君の議長の辞職を許可することに決しました。白石豊樹君、自席にお戻りください。

〔7番白石豊樹君着席〕

◇副議長（山田光男君） 白石豊樹君に申し上げます。ただいま、議長の辞職が許可されたことを告知いたします。

ただいま、辞職されました白石豊樹君から発言を求められておりますので、これを許します。ご登壇の上、発言願います。

◇7番（白石豊樹君） ただいま辞職の許可をいただき誠にありがとうございました。

2年間、議員各位、執行各位には大変お世話になりました。心から御礼と感謝を申し上げます。議長の職を辞したとはいえ、残り2年間の議員としての任期があります。甘楽町の安全安心のため、さらに住民福祉の向上のため一生懸命努力を重ねていく所存でございます。皆様には今後ともご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます、簡単ではありますが辞職の挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。

◇

○日程第6 選挙第3号 甘楽町議会議長の選挙について

◇副議長（山田光男君） 日程第6、選挙第3号 甘楽町議会議長の選挙についてを議題といたします。

議案配布のため、この場で暫時休憩といたします。

◇

午前10時10分休憩

午前10時12分再開

◇副議長（山田光男君） 再開いたします。

選挙の方法につきましては、事務局長から説明させます。

事務局長。

◇事務局長（齋藤文康君） それでは、お手元の選挙第3号をお願いいたします。

選挙第3号 甘楽町議会議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、甘楽町議会議長の選挙を求める。令和7年4月30日提出。甘楽町議会副議長山田光男。

ただいま議長の辞職が許可されたことにより、議長が欠員となっております。従いまして地方自治法第103条第1項の規定により議長の選挙をお願いするものでございます。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定に基づきまして投票による方法と、議員全員が異議ないときは指名推選による方法の2つがございます。

よろしくお願いいたします。

以上です。

◇副議長（山田光男君） 事務局長の説明が終わりました。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇副議長（山田光男君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇副議長（山田光男君） ご異議なしと認めます。よって副議長において指名することに決しました。

議長に金田倍視君を指名いたします。

ただいま副議長が指名した金田倍視君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇副議長（山田光男君） ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました金田倍視君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました金田倍視君が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

それでは、議長に当選されました金田倍視君が就任のご挨拶を申し上げます。

◇議長（金田倍視君） お許しをいただきましたので、議長就任のご挨拶を申し上げます。

この度議員各位の推挙により、議長としてお世話になります金田倍視です。議会議長就任は身に余る光栄です。議員各位に心から感謝するとともに、責任の重さを痛感しております。私は、甘楽町がさらに発展・繁栄するには議会と執行部との真摯な議論が必要だと思います。議員も議会もしあわせホームタウン甘楽の実行・実現を執行各位と一丸となって取り組む覚悟です。議長として今後も議員各位・執行各位のご支援ご協力をいただき、議会が円滑に運営できるようご祈念申し上げて就任の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。



◇副議長（山田光男君） これより、新議長と交代いたします。ご協力ありがとうございます。
議長、議長席にお着き願います。

◇議長（金田倍視君） これより議長の職務を行います。
議案配付のため、この場で暫時休憩いたします。

午前 10 時 18 分休憩

午前 10 時 19 分再開

○日程第 7 選任第 1 号 甘楽町議会常任委員会委員の選任について

◇議長（金田倍視君） 日程第 7、選任第 1 号 甘楽町議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第 6 条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長から指名いたします。

総務文教常任委員会に、中條道明君、田中享君、吉田恭介君、山田光男君、中野喜久勇君、山田邦彦君の 6 名を指名します。

社会産業常任委員会に、萩原一章君、新井六美君、横尾稔君、堀口博君、白石豊樹君、金田倍視の 6 名を指名します。

議会広報常任委員会に、中條道明君、田中享君、横尾稔君、堀口博君、中野喜久勇君、山田邦彦君の 6 名を指名します。

日程第 7 選任第 1 号 甘楽町議会常任委員会委員の選任については、以上のとおり各常任委員会委員を指名いたしました。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員はそれぞれ決定いたしました。

○日程第 8 選任第 2 号 甘楽町議会運営委員会委員の選任について

◇議長（金田倍視君） 日程第8、選任第2号 甘楽町議会運営委員会委員の選任について、議会運営委員会に、萩原一章君、新井六美君、横尾稔君、白石豊樹君、吉田恭介君、中野喜久勇君の6名を指名します。

日程第8 選任第2号 甘楽町議会運営委員会委員の選任については、以上のとおり議会運営委員会委員を指名いたしました。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員はそれぞれ決定いたしました。

○日程第9 報告第1号 各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選の結果報告について

◇議長（金田倍視君） 日程第9、報告第1号 各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、中野喜久勇君。同副委員長、中條道明君。

社会産業常任委員会委員長、横尾稔君。同副委員長、萩原一章君。

議会広報常任委員会委員長、田中享君。同副委員長、山田邦彦君。

議会運営委員会委員長、吉田恭介君。同副委員長、白石豊樹君。

以上のとおり、互選されました。

○日程第10 選挙第4号 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合議会議員の補欠選挙について

◇議長（金田倍視君） 日程第10、選挙第4号 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

選挙の方法につきましては、事務局長から説明させます。

事務局長。

◇事務局長（齋藤文康君） それでは、先程お配りしました資料がございますが、その選挙第4号をお願いいたします。

選挙第4号 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合議会議員の補欠選挙について。富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合同規約第6条第1項の規定により、富岡甘楽広域市町村圏振

興整備組合議会議員 2 人の選挙を求める。令和 7 年 4 月 3 0 日提出。甘楽町議会議長**金田倍視**。

ご説明をいたします。この組合は、市町村の消防、救急医療対策事業、看護師養成所の設置及び管理に関する事業等の実施について、連絡調整等の事務を共同で処理する目的をもちまして、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町の 1 市 2 町 1 村によって組織されている組合でございます。甘楽町の議員は 3 人となっております。このうち、議長は規約によりまして、あて職となっております。

今回の議会構成の変更によりまして、山田光男議員、白石豊樹議員が辞職されたことに伴い、欠員が生じたので 2 人の選挙を求めるものでございます。

選挙の方法につきましては、議長選挙と同様でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◇議長（**金田倍視君**） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（**金田倍視君**） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（**金田倍視君**） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合議会議員に堀口博君、金田倍視を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました堀口博君、金田倍視を富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） ご異議なしと認めます。よって、堀口博君、金田倍視が富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました堀口博君、金田倍視が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。



○日程第11 選挙第 5号 富岡地域医療企業団議会議員の補欠選挙について

◇議長（金田倍視君） 日程第11、選挙第5号 富岡地域医療企業団議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

選挙の方法につきましては、事務局長から説明させます。

事務局長。

◇事務局長（齋藤文康君） それでは、説明いたします。

選挙第5号 富岡地域医療企業団議会議員の補欠選挙について。富岡地域医療企業団規約第7条第1項の規定により、富岡地域医療企業団議会議員3人の選挙を求める。令和7年4月30日提出。甘楽町議会議長金田倍視。

この組合は、病院事業、訪問看護ステーション事業に関する事務を共同処理する目的をもちまして、富岡市、甘楽町の1市1町によって組織されている企業団でございます。企業団議会議員の定数は15名でありまして、このうち甘楽町は3人となっております。

今回の議会構成によりまして、田中享議員、堀口博議員及び吉田恭介議員が辞職されたことに伴い、欠員が生じたので、3人の選挙を求めるものでございます。

選挙の方法につきましては、議長選挙と同様でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◇議長（金田倍視君） 説明が終わりました。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

富岡地域医療企業団議会議員に新井六美君、横尾稔君、山田邦彦君を指名いたします。
お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました新井六美君、横尾稔君、山田邦彦君を富岡地域医療企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） ご異議なしと認めます。よって、新井六美君、横尾稔君、山田邦彦君が富岡地域医療企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました新井六美君、横尾稔君、山田邦彦君が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。



○日程第12 同意第11号 甘楽町監査委員の選任について

◇議長（金田倍視君） 日程第12、同意第11号 甘楽町監査委員の選任についてを議題といたします。

本案は、地方自治法第117条の規定による除斥に触れますので、白石豊樹君の退席を求めます。

〔7番白石豊樹君退席〕

◇議長（金田倍視君） 提案者の説明を求めます。

町長。

◇町長（森平仁志君） お手元の同意第11号をお願いいたします。

同意第11号 甘楽町監査委員の選任について。下記の者を甘楽町監査委員に選任したので、地方自治法第196条第1項の規定により、町議会の同意を求める。記。住所、甘楽町大字■■■■番地■。氏名、白石豊樹。生年月日、昭和■■年■月■■日。令和7年4月30日提出。甘楽町長森平仁志。提案理由でございますが、甘楽町監査委員中野喜久勇氏が令和7年4月25日をもって辞職したためでございます。白石豊樹氏の経歴につきましては裏面に記載のとおりでございますのでご覧いただければと思います。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） 討論がなければ討論を終結いたします。
続いて採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

白石豊樹君は、自席にお戻りください。

〔7番白石豊樹着席〕

ここで、ただいま同意されました白石豊樹君から発言を求められておりますので、これを許します。白石豊樹君は、ご登壇の上ご挨拶をお願いいたします。

◇7番（白石豊樹君） ただいまご紹介にあずかりました、白石豊樹でございます。

お許しをいただきましたので、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。この度は監査委員の改選にあたりまして、町長のご推挙をいただき、またただいま議会におきましてご同意を賜りましたことに誠に有り難く感謝申し上げます。私にとりましては監査委員という職務は身に余る大役でございます。監査業務の重要性を認識いたしまして、常に研鑽に努め、公正不変の立場から業務を遂行する所存でございます。議会の皆様をはじめ当局の皆様には、ご指導ご鞭撻を心からお願い申し上げまして、言葉整いませんが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。



◇議長（金田倍視君） ここで町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（森平仁志君） お許しをいただきましてので、一言お祝いとお礼のご挨拶を申し上げます。

山々に若葉が萌える季節となりました。議員各位におかれましてはご多忙の折にもかかわらずご出席を賜り、臨時会が開催できますことに厚く御礼申し上げます。

また、桜の開花とともに新たな年度を迎えまして「さくらウオーク」「武者行列」「さくらマラソン」と続いた春のイベントには、ご多用の中にもかかわらずご列席をいただきまして、ご指導を賜り重ねてお礼を申し上げます。

ただいまは、金田倍視議長、山田光男副議長の選任をはじめ各常任委員会の構成が滞りなく決定をされました。誠におめでとうございました。衷心よりお慶びを申し上げます。

また、白石前議長、横尾前副議長におかれましては2年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

議会構成が一新されまして、今後金田新議長を中心に議会活動が展開されることとなりますが、議員の皆様がいよいよご壮健にて存分にご活躍を賜りますようご祈念申し上げる次第でございます。

そして議員の皆様、町民の皆様と力を合わせまして、温かなふるさと「しあわせホームタウン甘楽」の実現に向けて、改めて議員皆様のご指導ご協力を切にお願いを申し上げます。

本臨時会ではこのあと、令和6年度一般会計補正予算（第8号）、令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、人事院勧告に基づく給与等に関する条例の一部改正、甘楽町税条例等の一部改正を、それぞれ地方自治法の定めるところにより、令和7年3月31日、専決により処分させていただきましたので、ご報告申し上げまして、ご承認いただきたくご提案申し上げます。

十分なるご審議のうえ、ご承認賜りますようあらかじめお願い申し上げます、お祝いとお礼のご挨拶といたします。

ありがとうございました。



○日程第13 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（令和6年度甘楽町一般会計補正予算（第8号））

◇議長（金田倍視君） 日程第13、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、令和6年度甘楽町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画課長。

◇企画課長（田中睦宏君） 議案書の1ページをお願いいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和7年4月30日提出。甘楽町長森平仁志。提案理由。地方譲与税等の交付金の確定、ふるさとづくり寄附金の増額に伴い、財政調整基金繰入金を減額調整し、基金積立金等の歳出予算を増額するため。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和7年3月31日。甘楽町長森平仁志。1、令和6年度甘楽町一般会計補正予算（第8号）。

次のページをお願いいたします。令和6年度甘楽町一般会計補正予算（第8号）。令和6年度甘楽町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ661万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,791万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年3月31日。甘楽町長森平仁志。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正。款と補正額でお願いいたします。歳入。2款地方譲与税251万5,000円。3款利子割交付金9万8,000円。4款配当割交付金490万3,000円。5款株式等譲与所得割交付金1,109万円。6款法人事業税交付金615万4,000円。7款地方消費税交付金、減額の352万7,000円。8款ゴルフ場利用税交付金39万円。9款環境性能割交付金577万円。10款地方特例交付金787万円。11款地方交付税1,781万7,000円。12款交通安全対策特別交付金7万円。18款寄付金695万円。19款繰入金、減額の5,348万9,000円。歳入合計。補正前の額66億5,130万円。補正額661万1,000円。計66億5,791万1,000円。

次のページをお願いいたします。歳出。２款総務費６６１万１，０００円。１０款教育費ゼロ円。歳出合計。補正前の額６６億５，１３０万円。補正額６６１万１，０００円。計６６億５，７９１万１，０００円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） 討論がなければ討論を終結いたします。
続いて採決に入ります。
お諮りいたします。
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第１４ 承認第 ２号 専決処分の承認を求めることについて

（令和６年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第４号））

◇議長（金田倍視君） 日程第１４、承認第２号 専決処分の承認を求めることについて、令和６年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。
提案者の説明を求めます。
健康課長。

◇健康課長（小間布美代君） 議案書の１６ページをお願いいたします。

承認第２号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和７年４月３０日提出。甘楽町長森平仁志。提案理由。国民健康保険被保険者に係る療養給付費歳出予算が不足となるため。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。
令和7年3月31日。甘楽町長森平仁志。1、令和6年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

次のページをお願いいたします。令和6年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。令和6年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,440万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億178万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年3月31日。甘楽町長森平仁志。

次のページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。款と補正額でお願いいたします。歳入。4款県支出金1,440万5,000円。歳入合計。補正前の額14億8,738万円。補正額1,440万5,000円。計15億178万5,000円。

次のページをお願いいたします。歳出。2款保険給付費1,440万5,000円。歳出合計。補正前の額14億8,738万円。補正額1,440万5,000円。計15億178万5,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） 討論がなければ討論を終結いたします。
続いて採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 15 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

(甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

◇議長(金田倍視君) 日程第 15、承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて、甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

◇総務課長(五十里比登志君) 議案書 29 ページをお願いいたします。

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和 7 年 4 月 30 日提出。甘楽町長森平仁志。提案理由。令和 6 年度人事院勧告に準じた俸給表の改定を行うため。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。令和 7 年 3 月 31 日。甘楽町長森平仁志。1、甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇議長(金田倍視君) 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長(金田倍視君) 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長(金田倍視君) 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長(金田倍視君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 16 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

（甘楽町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）

◇議長（金田倍視君） 日程第１６、承認第４号 専決処分の承認を求めることについて、甘楽町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

◇総務課長（五十里比登志君） 議案書の４２ページをお願いいたします。

承認第４号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和７年４月３０日提出。甘楽町長森平仁志。提案理由。令和６年度人事院勧告に準じた改正を行うため。

次ページをお願いいたします。

専決処分書。地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。令和７年３月３１日。甘楽町長森平仁志。１、甘楽町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） 討論がなければ討論を終結いたします。
続いて採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 17 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

(甘楽町税条例の一部を改正する条例)

◇議長(金田倍視君) 日程第 17、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて、甘楽町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

住民課長。

◇住民課長(高橋義信君) 議案書の 48 ページをお願いいたします。

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和 7 年 4 月 30 日提出。甘楽町長森平仁志。提案理由。地方税法等の改正に伴う改正のため。

次ページをお願いいたします。

専決処分書。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。令和 7 年 3 月 31 日。甘楽町長森平仁志。1、甘楽町税条例の一部を改正する条例。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇議長(金田倍視君) 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長(金田倍視君) 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長(金田倍視君) 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長(金田倍視君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 18 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

(甘楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

◇議長（金田倍視君） 日程第18、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、甘楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

住民課長。

◇住民課長（高橋義信君） 議案書の56ページをお願いいたします。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和7年4月30日提出。甘楽町長森平仁志。提案理由。地方税法施行令の改正に伴う改正のため。

次ページをお願いいたします。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和7年3月31日。甘楽町長森平仁志。1、甘楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○字句等整理委任の件

◇議長（金田倍視君） 日程が終了しました。

お諮りいたします。

甘楽町議会会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任
願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。



○議長挨拶

◇議長（金田倍視君） 以上をもちまして、本臨時会に上程されました全議案の審議が終
了しました。

閉会にあたり、議長より一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会は議員改選後2年経過を目途とした議会であり、議会構成等、議員各位のご
協力により円滑のうちに構成できたことに対し、心より厚く御礼申し上げます。

私が議長という大役を仰せつかりました。今はその重責と責任の重さを感じていると
ころであります。

議員各位には、円滑な議会運営と甘楽町発展のため一層のご協力をお願い申し上げる
次第であります。

森平町長体制となつてはじめての年度を迎え、私たち議会も新たなスタートを切ること
ができました。本年もまちづくりの基本である、町民の声を反映をした「第6次総合計
画 しあわせホームタウン甘楽」に盛り込まれた事業を、確実に実施していかなければな
りません。

これからの事業執行にあたっては、厳しい財政状況の中、執行と議会が一丸となり知
恵を出し合い住民福祉の向上を図りながら、町民が安全安心で希望が持てる町政を推進し
たいものであります。

新緑若葉に映える時期となりましたが、各位におかれましては健康に充分留意され、
明るく住みやすい甘楽町づくりのために精進いただくことをお願い申し上げまして閉会の
挨拶といたします。

○閉会

◇議長（金田倍視君） 以上で、令和7年第2回甘楽町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時2分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が
正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長

議会副議長

議会議長

署名議員

署名議員